

議案第 1 4 号

羽生市印鑑条例の一部を改正する条例

羽生市印鑑条例（昭和 5 0 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （ 1 ） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （ 2 ） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （ 3 ） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（登録資格）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p><u>（ 2 ） 意思能力を有しない者</u><br/><u>（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>（登録の申請）</u></p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項の規定による申請において、第 7 条の<u>印鑑登録証</u>の交付を受けているときは、当該<u>印鑑登録証</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第 4 条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>（ 1 ） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住</p> | <p>（登録資格）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（ 1 ） （略）</p> <p><u>（ 2 ） 成年被後見人</u></p> <p><u>（登録申請）</u></p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 前項の規定による申請において、第 7 条の<u>登録証</u>の交付を受けているときは、当該<u>登録証</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（登録印鑑の制限）</p> <p>第 4 条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録することができない。</p> <p>（ 1 ） 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住</p> |

民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記（以下「氏名の片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受ける場合を除く。

(2)～(6) (略)  
(登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定により登録を受けべき者について、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) (略)  
(4) 氏名（氏に変更があつたものに係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。ただし、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記（以下「氏名の片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を受ける場合を除く。

(2)～(6) (略)  
(登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定により登録を受けべき者について、次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)～(3) (略)  
(4) 氏名（氏に変更があつたものに係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合

(5)～(7) (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権で当該印鑑登録原票を抹消し、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(1)～(6) (略)

にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(5)～(7) (略)

(登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権で当該印鑑登録原票を抹消し印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(1)～(6) (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明